

令和 7 年度

浜田市ウォーター P P P 導入可能性調査業務

業務仕様書

浜田市上下水道部下水道課

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、浜田市上下水道部下水道課（以下「発注者」という。）が、受注者へ委託する「浜田市ウォーターPPP導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

（目的）

第2条 本業務は、浜田市下水道事業において職員の人員不足や施設の老朽化、使用料収入の減少に効率的に対処し持続可能な下水道事業の運営を目指すため、維持管理や改築更新における管理・更新一体マネジメント方式（ウォーターPPP）の導入可能性について調査することを目的とする。

（業務の執行体制）

第3条 本業務の執行体制は、本業務の特質を考慮し、業務に係る専門的知識と実務経験を有するものによって構成し、受注者は円滑な業務の進捗を図るため、十分な数の人員を配置するものとする。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められたとき、発注者は、受注者に対し担当者の変更を求めることができる。

（疑義）

第4条 本業務について、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により解決するものとする。

（提出書類）

第5条 受注者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる書類を業務着手前に発注者に提出し、当該書類の内容について発注者の承認を受けるものとする。

- （1）着手届
- （2）管理技術者届
- （3）業務実施計画書（業務概要、実施方針、業務執行体制、打合せ計画等）
- （4）工程表（項目毎にバーチャート等で示すものとする。）
- （5）その他発注者が提出を求める書類

（資料の貸与及び保管）

第6条 本業務において発注者から貸与される資料について、受注者は、必ず借用書を提出するとともに、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

（工程管理）

第7条 受注者は、発注者の承認を得た工程表に基づき、契約期間内に業務を完成させるよう適切な工程管理を行うものとする。また、作業工程に変更が生じる場合は、速やかに「業務実施変更計画書」を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

（打合わせ及び報告）

第8条 受注者は、本業務における主要な業務打合せにあたっては、管理技術者及び関係技術者を出席させ、発注者と十分に協議するものとする。

- 2 前項の協議内容について、受注者は「業務打合せ・協議記録簿」をその都度作成し、発注者と受注者確認のうえ、それぞれ1部ずつ保有するものとする。
- 3 本業務の実施にあたり、受注者は毎月及び発注者が指示した場合、工程表に記載した事項について進捗状況、課題等を整理し、発注者が指示する期限までに報告するものとする。

(秘密の保持等)

第9条 受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは、契約の終了又は解除後も同様とする。また、受注者は成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡、若しくは無断使用してはならない。契約の終了又は解除後も同様とする。なお、受注者は本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利、利益を侵害してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 本業務において、主たる部分の再委託は認めない。受注者は、本業務の主たる部分を除く一部（軽微なものを除く）を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。また、本業務が個人情報の取扱いを伴うものである場合は、受注者は、その業務の一部（個人情報の取扱いを伴う部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。

(1) 主たる部分 本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断

(2) 軽微なもの 印刷製本、資料収集、単純な計算処理・集計、記録作成、データ入力等

(損害賠償)

第11条 本業務に伴い事故等が発生した場合は、受注者は、所要の措置を講じるとともに発注者に事故の発生原因、内容及び経過等を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

2 前項において生じた損害は、受注者の責任において解決するものとする。

(検査)

第12条 受注者は、本業務の完了後に発注者の検査を受けるものとし、発注者から業務委託契約書及び本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって、業務が完了したものとする。ただし、業務完了後であっても成果品に不備等が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担において必要な処理を行うものとする。

(委託料の支払い)

第13条 発注者は、前条の検査を実施し、受注者が合格した場合は、委託料を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第14条 受注者は、業務の完了後において成果品に本仕様書と不一致及び不備が発見された場合は、受注者の費用負担により、速やかに訂正、補足、報告等の必要な措置を講じなければならない。

(契約変更)

第15条 受注者は、本業務において本仕様書及び業務提案書の内容に変更が生じた場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者との協議の上、契約の変更を行うものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務の成果品及び業務履行上に発生した資料は全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

(履行期間)

第17条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月13日までとする。

第2章 業務内容

1. 業務目的

浜田市の下水道事業においては、維持管理や改築更新にあたる職員の人員不足や、施設の老朽化による改築更新費の増、また使用料収入の減少による経費回収率の低下など下水道事業の持続性に向けては多くの課題を抱えている状態である。

国においては、社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環の実現を生み出すために、新しい資本主義の中核となる新たな公民連携を推進し、令和5年にPPP／PFI推進アクションプランを改定し、下水道分野において公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる公民連携方式（ウォーターPPP）の推進が掲げられた。

また、国土交通省では、ウォーターPPPの案件の形成に向けて、具体的な検討手順や留意点等をまとめた「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月策定）」を策定し、導入に向けての考え方や手順を示した。

本業務では、上記を踏まえ、浜田市において持続的な下水道事業の運営のため管理・更新一体マネジメント方式による公民連携の導入可能性について調査するものである。

なお、以下に示す各項目の検討については、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月策定）」を参考に行うものとする。

2. 業務対象エリア

本業務の対象は下記の施設となる。また、浜田市全域の区域図は別紙のとおりである。

検討過程において、この中から実施可能な枠組みを最終決定する。

地域	処理区名	事業種別	処理場 供用開始 年月	経過 年数	管渠 供用開始 年月	経過 年数	認可 処理人口	計画 汚水量	管路延長 (km)	MP 箇所数
浜田	国府処理区	特環	H17.4	19	H17.4	19	3,740	1,100	31.3	19
	美川処理区	農集	H16.11	19	H16.11	19	1,610	435	14.4	29
金城	雲城処理区	農集	H21.8	14	H21.8	14	2,130	570	20.6	18
旭	旭処理区	特環	H17.4	19	H17.4	19	1,600	800	18.8	20
	市木処理区	農集	H19.5	17	H19.5	17	430	116	13.9	25
	都川処理区	農集	H20.5	16	H20.5	16	300	81	7.0	17
	和田処理区	農集	H21.8	15	H21.8	15	570	153	11.6	24
弥栄	杵束処理区	農集	H10.10	26	S62.5	38	680	184	11.0	10
	安城処理区	農集	H7.10	29	H7.10	29	540	146	4.3	2
三隅	三保三隅処理区	特環	H14.1	22	S61	39	3,000	1,600	51.7	50
	河内処理区	農集	H19.11	17	H19.11	17	680	184	12.9	15
	岡見処理区	農集	H20.10	16	H6	30	920	248	6.6	11
	須津処理区	漁集	H13	23	H13	23	787	213	4.1	6
	青浦処理区	漁集	H12	24	H12	24	63	17	1.8	4
合計									210.0	250

- ・着色している国府・旭・三保三隅処理区が公共下水道による施設
- ・未着色の処理区は集落排水（農集・漁集）による施設

3. 資料収集・整理

基礎資料となる、下水道事業計画、浜田市ストックマネジメント計画（第2期）、下水道管路台帳、下水道施設台帳、浜田市公共下水道事業経営戦略や、令和6年度に浜田市において事前に手法検討を行った、「ウォーターPPP導入に向けての事前検討」等、本業務に関連する情報を収集・整理する。

4. 課題の抽出・対策方法と業務分類の検討

収集・整理した資料や発注者のまとめた問題点などから課題を抽出し取りまとめる。

抽出した課題に対し、様々な観点から対策方法を抽出し、公民連携手法において実現が可能なかを整理する。また、発注者との協議により公民連携を実施する処理区を選定する。

5. 最適な事業スキームの検討

現状の課題を踏まえ、公民連携手法の導入により事業の目的を効率的・効果的に達成するための仕組みを検討し、事業効率性が最大限発揮される事業スキームの構築を検討する。

また、VFMについて検討を行い、定性的かつ定量的な検討を行う。

6. 民間事業者の参入意向調査

事業に関連する民間事業者に対して、本事業への関心や参入する場合の条件等についてヒアリングを実施し、必要に応じて事業スキーム等を修正する。また、現在の維持管理業者の状況等を踏まえて民間事業者の参画方法を検討する。

主なヒアリング事項

- ① 民間事業者の関心の把握
- ② 民間事業者の懸念点の把握

7. 公民連携手法の選定

これまで行った、事業スキームの検討や民間事業者の参入意向調査をもとに、導入可能な手法を選定し、発注者の内部で意思決定ができる説明資料を作成する。

また、次期業務として予定している実施方針案作成や要求水準書作成に向けて、引き継ぐべき課題などを整理する。

8. 提出書類

本業務の成果品は、次のとおりとする。電子媒体によるデータ納品については、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。

- ① 報告書（A4版）・・・2部（原本：1部、副本：1部）
- ② その他参考資料・・・1部
- ③ 電子データ・・・1部